

皆さんのご意見をお寄せください

## 都市計画道路の見直し(案)

### 縦覧のお知らせ

市では、長期間整備されていない都市計画道路の見直し作業を進めています。

今回の見直しは、必要性や実現性の低い路線及び区間を廃止するもので、住民説明会、パブリックコメントの実施や原案の閲覧などの結果を基に最終案を作成しましたので、都市計画法の規定により案の縦覧を行います。

今後は、都市計画審議会を経て、都市計画道路の変更が決定されますが、市内に住所のある方及び利害関係のある方は、縦覧期間中に意見書を提出することができます。提出された意見書は都市計画審議会で審議されます。

#### ■縦覧及び意見募集期間

12月2日(水)～16日(水)

※市役所での縦覧及び提出は土・日曜、祝日を除く8時30分～17時15分

#### ■計画案の縦覧場所

・市ホームページ

・市役所1階情報公開コーナー

・市役所2階建設課窓口

#### ■意見書の提出方法

意見書の書式は任意ですが、意見の要旨とその理由及び住所、氏名、連絡先を記入のうえ、郵送(必着)または建設課窓口にご持参ください。

#### ■提出先・問い合わせ

建設課都市計画担当

(内線250)

## 就職・起業を目的に 韮崎市に転入された若者を応援

市では若者の移住・定住を促進するため、就職または起業を目的に本市へ転入された45歳未満の方に対し、奨励金を支給しています。

#### ■支給対象者

- ・市外に1年以上居住されていた方。
  - ・転入前60日から転入日以後1年以内に、正社員として就職または起業された方
- ※新卒者及び転勤等による就労者は対象となりません。

■奨励金の額 1人につき10万円

#### ■支給申請について

基準日(就職または起業した日と転入日と比較して遅い方の日)から1年経過後に、申請書に必要書類を添えて提出してください。

#### ■必要書類

〈就職した場合〉

- ・採用決定通知書・雇用保険被保険者証の写し
- ・健康保険証の写し・在職証明書

〈起業した場合〉

- ・韮崎市商工会加入書類・確定申告書等の写し
- ・収支実績表

※申請書は窓口でお受け取りになるか、市ホームページよりダウンロードしてください。

※基準日から1年経過後、60日以内に申請を行わないと受給資格がなくなります。

#### ■問い合わせ

商工観光課商工労政担当 (内線216)



大学・専門学校等への就学を支援

## 韮崎市育英奨学金のご活用を

市では、大学や短大、各種専門学校へ進学を希望している方を対象に、育英奨学金の貸し付けを行っています。

#### ■対象者

※次の資格要件の全てを満たす方

- ・本人、保護者が市内に1年以上住んでいる方
- ・大学生、短大生及び各種専門学校に在学中又は進学する方
- ・学業、人物が優れ、かつ健康な方
- ・学資の支弁が困難である方

■貸付額等 年額24万円

#### ■貸付期間

決定時から在学する学校の最短修業年限まで

#### ■奨学金の返還

10年以内返済(半年賦) 無利子

※貸付終了時に、本人が市内に住所を有すると、返還金の一部が免除されます。

#### ■申込書類

・窓口配布開始  
平成28年1月6日(水)

#### ■配布場所

教育課学校教育担当窓口及び市ホームページから入手できます。

#### ■申込期間

平成28年1月6日(水)～3月3日(木)

#### ◆韮崎市育英奨学金制度

この制度は、平成6年に若宮二丁目在住の渡邊勇三氏(故人・元進学塾渡辺の門経営)から、市に寄付された七千万円を原資とし「韮崎市育英奨学金」を設立、この基金を活用した奨学金です。平成27年度までに108名の方が活用しています。

#### ■問い合わせ

教育課学校教育担当  
(内線264・265)